

日本労働年鑑 1951年版(第23集)

The Labour Year Book of Japan 1951

第三部 労働政策

第二編 政府の労働政策

第七章 失業対策職業安定立法

第一節 政府の失業対策方針

四八年、特に四九年における失業人口の激増に対し、失業保険法による救済と職業安定法による職業紹介がいかに効果少きものであったかは、すでに第一部で見たところである。これに対し政府は何等積極的な対策をとり得ず、わずかに第二―四節で見る如き失業保険法、職業安定法の部分的改正と緊急失業対策法の制定を行ったにとどまる。

この間、政府が決定した失業対策の方針、中央職業安定委員会の答申、建議、失業対策審議会の答申はそれぞれ次の如くであって、緊迫する失業情勢に対しては殆ど糊塗策以上に出ないものといわれるであろう。

中央職業安定委員会答申(一九四九年二月一五日)

第一、失業発生を最少限に止むべき措置を講ずること。

(イ)産業の振興の方策を確立し企業の操業度を向上し雇用量の維持を図ること。

(ロ)民間企業における便乗的人員整理を行わないよう措置を講ずること。

(ハ)人員整理に当っては徐々に行うと共に一定の待機期間を設けその間の給与を保証し再就業の途を開くこと。

第二、建設的公共事業に失業者を吸収すべき特別方途を講ずること。

(イ)産業再建の基礎となる電源開発、道路の建設、港湾の修築、治水工事、鉄道建設、観光事業及び不燃性住宅の事業を積極的に行い、公共事業量の拡大を図ること、これがため国内資本にて不足する場合は外資導入を極力懇請すること。

(ロ)公共事業に失業者を出来得る限り多数使用できるよう公共事業に対し失業者を一定率優先的に使用せしめる法律的措置をすること。

(ハ)不測に発生する失業に対処し、直ちに事業を実施し、応急的に失業者を就労せしめるため国庫に一定の金額の予備費を計上すること。

(ニ)貿易資金特別会計の黒字は輸出入物資価格調整の補給金のみ使用しないで公共事業にも積極的に投資する措置を講ずること。

第三、配置転換を円滑ならしむべき措置を講ずること。

(イ)住宅の絶対的不足は労働者の地域的移動を極めて困難にしている現状にかんがみ、失業保険、厚生年金等の積立金を労働者用住宅建設のために長期低利資金として活用する方途を講ずること。

(ロ)労働者の配置転換に関し公共職業安定所に活潑なる活動をなさしめるべく安定所の管轄区域毎に労資協議会を設けること。

(ハ)現行の職業補導事業を刷新拡充し民間業者に協力を求め委託補導制度或は協同養成制度を実施し熟練工の養成を行うこと。

第四、失業保険制度の急速なる改善拡張を図ること。

(イ)失業保険金の給付率を引上げること。

(ロ)保険料率の検討を行い、これを或る程度引下げること。

(ハ)失業保険の適用範囲を拡充すると共に失業の機会の多い日雇労働者に対する失業保険制度を新たに設けること。

第五、失業者の就職結合機能を刷新整備すること。

(イ)大量失業発生に備え職業安定機関と労働市場を有機的に結合せしむべく労働市場を中心とする地方中間職業安定機関を設け中央地方を一体とする職業安定行政の強力なる運営を図ること。

(ロ)職業安定機関の設備の拡充とその職員の資質向上、待遇改善をなし、更に活潑なる活動をなし得るよう措置すること。

(ハ)将来の失業者の就職の円滑促進を図るため官庁の公共職業安定所を利用し、更に一般にも公共職業安定所を活用するよう国民に大々的宣伝を行うこと。

第六、その他。

(イ)近き将来起るべき新規学校卒業者の就職難及び知識層の失業について政府は深甚なる考慮をなし必要なる対策を講ずること。

(ロ)技術技能移民の対策を樹立し、その実施につき関係方面に懇請する。

(ハ)前各項の失業対策によりなお失業し困窮せる者に対しては生活保護法を適用せしめること。

現下の失業情勢に対処すべき失業対策に関する件

(一九四九年三月四日閣議決定)

経済九原則の強力なる実施に伴い近き将来に大量の失業者の発生をみることは必至である。更に潜在失業の顕在化、引揚者の失業等は愈々深刻化しつつある。これらの失業者に就労の機会を与え雇用の安定を得るには輸出産業を中心とする民間企業を急速に振興し雇用量の可及的拡充を図ることが根本的解決であることは勿論であるが、産業の振興には時間的経過を必要とし当面の離職者を直ちに吸収するに足る雇用の拡大は困難であると認められる。かかる情勢に対処し失業の深刻化が社会不安の原因となりひいては経済九原則の円滑なる推進を妨げることのないよう次の如く失業対策を急速に確立整備するものとする。

第一、人員整理の実行を適正ならしめるよう必要な措置を講ずること。

(イ)政府は各産業別に労務の実態調査を行い生産との関連における所要労務量の測定と過剰労務の調査をなすこと。

(ロ)民間企業において人員整理のやむを得ない場合においては整理の人員、時期等の整理基準、将来における優先的再雇用等につき十分に考慮のうえこれを行うよう指導する。

(ハ)行政整理の実施に当たっては必要に応じ一定の待機期間を設け再就職の円滑化を図ると共に、民間企業の人員整理に当たっても同趣旨により適当な勧奨を行うこと。

(ニ)人員整理の円滑化を図るため退職金等の整理資金の供給に特別の考慮を払うこと。

第二、公共事業に失業者を吸収すべき特別方途を講ずること。

(イ)公共事業量の増大を図り、これに失業者をできる限り多数使用するよう関係官公庁の協力により公共職業安定所の全面的活動を強化すること。

(ロ)公共事業に失業の状況に応じて失業者を一定数以上優先的に雇用せしめることとし、これがため必要なる場合は法律的措置をすること。

(ハ)公共事業における失業者吸収の現況に鑑み失業者救済を主たる目的とする失業対策事業費を公共事業費とは別途に設けること。

第三、配置転換を円滑ならしむべき措置を講ずること。

(イ)住宅の絶対的不足は労働者の地域的移動を極めて困難にしている現状に鑑み労働者用住宅建設のための措置を講ずること。

(ロ)労働者の配置転換に関し公共職業安定所の活動を援助するため公共職業安定所の所在地を中心として労資協議会を設けること。

第四、失業保険制度の整備拡充。

企業合理化による失業者及び日雇労働者についてはその失業中の生活は失業保険により保障することを原則としそのため左の如く失業保険制度の整備拡充を行うこと。

(イ)給付期間の延長

現在の給付日数一八〇日に対し緊急措置として暫定的に更に九〇日(三カ月)給付日数を延長し得る措置を講ずること。

(ロ)適用範囲の拡充

現在の適用事業の外に土木建築業、映画の製作、映写その他興業の事業及び旅館、飲食店等の事業を適用事業とすること。

(ハ)日雇労働者に対する失業保険制度の創設

日雇労働者に対して失業保険を適用しその保護を図ること。

(ニ)保険料率千分の一一を千分の一〇に引下げること。

(ホ)保険給付率を百分の六〇に改めること。

第五、職業補導事業を整備拡充すること。

技能工の不足している現況に鑑み現行の職業補導事業を整備拡充し以て失業者に対し短期技能訓練を行い、その就業を促進すると共に民間業者の協力を求め職場補導を実施し技能工の養成を行うこと。

第六、その他。

(イ)新制中学校卒業者の就職難については、関係学校当局と公共職業安定所とが愈々緊密な協力をなしこれが打開に努めるの措置を講ずる。

(口)前各号の対策によるもなお失業し生活困難なる者に対しては生活保護法の適用により保護すること。

日本労働年鑑 第23集／1951年版

発行 1951年1月1日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年2月15日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1951年版(第23集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
